

# 第5回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

## 第 5 回 和 光 市 農 業 委 員 会 総 会 日 程

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日 (金曜日) 午前 9 時 3 0 分開会

日程第 1 開 会

日程第 2 開 議

日程第 3 議事録署名委員の指名 1 0 番 富澤貢一委員 1 1 番 石田秀樹委員

日程第 4 提出議案 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請承認について

議案第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認について

日程第 5 協議事項 ① 1 2 月の農業委員会総会の日程について

② 1 月の農業委員会総会の日程について

③ その他

日程第 6 諸報告 ① 会長専決

② その他

日程第 7 閉 会 午前 1 0 時 3 0 分

出席委員（10名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 柴崎幸夫君 | 2番  | 畑中昭二君 |
| 4番  | 吉田武司君 | 5番  | 山田春雄君 |
| 6番  | 加山和義君 | 7番  | 齋藤定男君 |
| 8番  | 田中明君  | 9番  | 萩原正弘君 |
| 10番 | 富澤貢一君 | 11番 | 石田秀樹君 |

---

欠席委員（1名）

3番 山田利久君

---

◎開会

◎開議

○事務局長（川辺） おはようございます。

本日は、山田委員欠席というご連絡が入っておりまして、その他の委員皆様はおそろいで  
す。本日は第5回の総会になります。

それでは、会長、よろしく申し上げます。

○柴崎会長 おはようございます。

早朝より、農業委員会総会に出席していただきましてありがとうございます。

今月は、市民まつり、農産物共進会等、皆様からのご協力を得まして、無事終わらせるこ  
とができました。共進会は、昨年より出品数が約100点多かったんですが、今年野菜はちょ  
っと安いんですが、完売するかどうか心配でしたが全て販売することができました。

それから、じゃがべえにつきましては、皆様のご協力を得まして、約800本、各模擬店  
の中で一番最初に売り切れたのではないかと思います。売り上げは決算が出ておりますが、  
経費を引くと微々たるものなんですが、皆様方に楽しんでいただけたのではないかと思っ  
ております。

また今後ともどうぞよろしく願いいたします。

それでは、第5回農業委員会総会を開催いたします。

---

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 それでは、まず、議事録署名委員なんですが、10番、富澤貢一委員、11番、石田  
秀樹委員をお願いいたします。よろしく願いいたします。

---

◎提出議案

議案第1号 農地法第3条許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、議案に入ります。

議案第1号 農地法第3条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局（青木） それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

本案件は、農地法第3条の許可申請でありまして、農地を農地のまま耕作する目的で権利の設定や移転を行う場合、農業委員会の許可が必要となります。今回は、市内農業者のAさんが譲受人であります。譲渡人のBさんが所有する農地の所有権を得るという内容の申請になっております。

申請内容としては議案書にあるとおりですが、許可要件と照らし合わせていきますと、まず、譲受人が所有している全ての農地を効率的に利用しているかという要件ですが、11月20日に山田春雄委員とともに、Aさん及び世帯員の方が所有されている全ての農地を調査しましたが、違反地、非耕作地はありませんでした。農機具の所有状況としましては、トラクター1台、耕運機1台、トラック1台、小型トラック1台、野菜洗機2台を保有しております。労働力としましては、譲受人であるAさんご自身は年間従事日数280日、その他の世帯の方についてはAさんの妻が120日、息子のCさんが280日、Cさんの妻が200日という形で農業に従事されています。農業の技術面についてですが、Aさんご自身の農業従事歴は60年、妻は50年、息子のCさんは10年、Cさんの妻が5年となっております。所有している農地の写真をお回ししましたが、農業技術につきまして問題ないと考えられます。通作距離としましても、ご自宅から申請地までは1キロ圏内に位置しており、問題ないと思われれます。

続いて、譲受人及び世帯員が常時農業に従事することが可能かという常時従事要件ですが、世帯として150日以上従事している状況ですので、問題はございません。

次に、下限面積の要件なんですけど、下限面積というのは、新たに農地を取得しようとする者、つまり譲受人及び世帯員が既に所有している農地と新たに取得する農地の面積の合計が5,000平米以上に達しなければならないというものでありますが、譲受人は現在、既に5,928平米を所有、耕作しており、そちらも問題ございません。

最後に、地域との調和要件ですが、申請地は譲受人が所有している農地に近接していて、春には大根の作付を予定しており、周辺農地の効率的、総合的な利用に支障を生じるような問題は特にないと思われれます。

これらの点を踏まえまして、全て3条の許可要件を満たしているものと思われれます。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

山田春雄委員と現地調査したんですね。

(「はい、この間」の声あり)

○柴崎議長 山田春雄委員、調査の結果を報告をお願いします。

○山田(春)委員 事務局と2人で行ってみました。

Aさんは、農業に対して大変有能であり、直売や大型スーパーに出荷していますし、これからのいい農業を築いていただきたいと思いますので、問題ないと思います。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、この議案に関しましてご質問等あったらお願いいたします。

(「よろしいでしょう」の声あり)

○柴崎議長 いいですか。

一生懸命やっているとしますので、それでは、この議案について採決をいたします。

この議案について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

#### 議案第2号 農地法第5条許可申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第2号 農地法第5条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案は吉田武司委員の家族の方が賃貸人で、和光市農業委員会会議規則第10条により、親族に関する議事への参与に当たり、吉田委員には退席をお願いいたします。

(吉田委員退室)

○柴崎議長 それでは、補足説明をお願いします。

○事務局(青木) それでは、議案第2号 農地法第5条許可申請承認について補足説明をさせていただきます。

農地法第5条の許可申請は、新規の移転設定を受ける者の資金により農地以外のものに転用するための申請です。

本案件は、申請地の所有者であるDさんとE株式会社の間で賃貸借権の設定を行い、賃借人であるE株式会社の自己資金で資材置き場に転用するという申請になっております。

本案件の転用申請に至る経緯ですが、これまで賃貸人が申請地を家族とともに管理していらっしやいましたが、水路敷が隣接していることもあり、水はけが非常に悪く、耕作には不向きな状況が続いておりました。そんな折、建築資材等のリース業を主たる業務とするE株式会社が、現在使用している下新倉五丁目\*\*\*の資材置き場を所有者の都合により立ち退くこととなり、代替地を探していたところ、今回、賃貸人と賃借人の間で申請地を資材置き場に転用して賃貸借契約により使用するという事で合意に至りました。

続いて、今回の転用の概要について説明いたします。

議案書の図面のほうをごらんください。

場内は、掘削部を10センチメートルの厚さで砕石を敷き、10センチメートルの厚さでコンクリート舗装を行い、道路面と高さを合わせます。周囲は3メートルの万能鋼板で囲い、南側については、隣地所有者からの要望により照り返し防止のための塗装板の鋼板としております。西側を開口部として幅5.4メートルのパネルゲートを設置し、搬入口付近の鋼板は内部の様子が見えるようパンチング板の鋼板とします。東側の水路、西側搬入口の道路及び水路敷については道路安全課と協議中であり、現在のところ特段の措置は必要ないとのことです。

賃借人のE株式会社なんですけれども、こちらは建築資材等の総合リース業を主たる業務としており、今回の申請地には主に足場用資材や型枠材、電飾看板などを保管する予定とのことです。

続いて、農地転用の許可基準について本案件と照らし合わせながら説明させていただきます。

まず、申請目的実現の確実性ですが、こちらは他法令との調整は必要であり、計画に係る資金の調達については工事見積書、資金調達計画書、残高証明書にて確認しております。

次に、計画の妥当性ですが、今回の申請地の面積は約1,900平米ですが、東側は水路でのり面になっており、境界から二、三メートル離れたところから使用するので、約120平米は使用できません。また、現在使用している約1,500平米の資材置き場が手狭となっていることと、今回申請地の隣地がE株式会社の資材置き場という利便性も考慮すると、妥当な面積と考えられます。

周辺農地生産条件への影響ですが、隣接する農地は南側のみであり、照り返し防止のための塗装済み万能鋼板を設置する予定であり、周辺の営農には影響は少ない見通しです。

用排水や公衆衛生等への影響ですが、建築用資材のために使用する予定であり、こちらも

影響は少ない見通しです。

次に、計画から派生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの利用を確約しております。

隣地農地所有者についてですが、転用計画について内容を説明の上、塗装済み万能鋼板を使用することと、落下防止のため万能鋼板の高さ以下に資材を置くことを条件として、南側に隣接するFさんの同意を得ております。

次に、農地区分についてですが、施行規則第46条、宅地化の状況が住宅等または公共施設が連担している程度に達している区域に隣接している農地ということで、転用可能な第2種農地と判断できます。

説明は以上となります。

○柴崎議長 参考人を呼んでいます、参考人を呼ぶ前に何か質問等あったらお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 では、参考人をお願いします。

(参考人入室)

○柴崎議長 ご紹介いたします。

Eの代理人といたしまして、G事務所のHさんに来ていただきました。

Hさん、本日はどうもお忙しいところ、ありがとうございます。

○参考人H よろしくをお願いします。

○柴崎議長 当委員会では、議案に上がりました農転についての事案につきましては、参考人の方に来ていただきまして説明をしていただき、質問に答えていただくようになっております。そここのところをご協力のほどお願いいたします。

それでは、まず、説明をお願いいたします。座ってで結構です。

○参考人H G事務所のHと申します。よろしくをお願いいたします。

今回、この申請に至る経緯を説明させていただきます。

申請地は、以前より、土地所有者により耕作地として利用すべく水道工事等、あとは土壤の改良等、耕作を目指して整備を行ってきたところではありますが、隣接する水路があるんですけれども、その水路の水はけが悪いということで、なかなか耕作には不向きな土地の状態が続いていたということでありました。そんな矢先、Eの今使用している資材置き場、これが下新倉五丁目にあるんですが、そこは市街化区域、その立ち退きを要請されておりました。



て、1月末に立ち退くことになっています。いろいろと現在の規模に見合う敷地を探してはいたんですけども、やはり市街化区域内ではどうしてもその規模の敷地がない。朝霞のほうとか、いろいろと探してみたということだったんですけども、やはり近傍の和光市が一番最善であるということで、ここの土地でできないか、資材置き場として利用することを計画した次第でございます。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、当委員会委員から質問を受け付けたいと思います。

質問のある方お願いいたします。

よろしいですか。

石田委員。

○石田委員 ちょっとここ土地が低いと思うんですが、排水等はどのような形で処理するようになりますか。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人H 現地のほうは、敷地の境界付近から約50センチぐらい離れたところに、その中で安全鋼板という格子状の鉄板を周りに囲いをつけて、その中をコンクリートの舗装にする予定であるんですが、そこから道路に向かって降る雨は鋼板を通るような形で考えているところです。道路の脇には水路が、公図上ではあるというんですけども、現状はちょっとその水路という形態は見られないんですがわずかなくぼみがあるということで、その水路に向けて勾配をつくるという予定ではあります。

○柴崎議長 石田委員、よろしいですか。

石田委員。

○石田委員 では、隣の畑に排水するとか、そういうことはないということ。

○参考人H そうですね、周りや隣地の畑に関しましても、幾ばくかの要するにメンテナンスのために、やはり長い間、鉄板とはいえ、中から資材を置く際に不注意で破損してしまったり、そういうところのメンテナンスを行うために、境界から幾ばくかのメンテナンスの用地をとりますので、現在のこの土の状態は残るように計画をしております。

また、裏の水路敷に関しましても、平らなところを目いっぱい使うというわけではなくて、やはりちょっとのり面になって傾斜しているものですから、その傾斜の角度をはかりますと約25度ということで、宅造法だとか建築基準法の30度以内ということで安全性も確保されて

いると思いますので、より安全性を図るために、平らなところの崖の角からやはり約50センチ離れたところにコンクリートを引いていくという対策をとっております。

○石田委員 わかりました。ありがとうございます。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

(「1点よろしいですか」の声あり)

○柴崎議長 田中委員。

○田中委員 搬入口というんですか、パネルゲートがついて、そのところ、今Eさんがお話ししたように、昔の水路敷があるんですね。水を引っ張る、50センチぐらいかな、狭いあれがあったんですけれども、今はそれがあるようなないような、土で道路と一体になっているような形なんですけれども、そのゲートに、これ出入りだと思うんですけれども、そこには、俗に言う水路があるところにヒューム管等を入れての対応ということになるんですか。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人H その件に関しましては、道路安全課さんのほうに相談を出しております、そのところは1カ月半ほど前から相談をさせていただいているところなんです、ここの道路に関して何か舗装工事を行うというような計画があるようで、その工事に絡んでどのような対策をとるかというのは、今ご指導を仰いでいる状況でございます。

○柴崎議長 田中委員、よろしいですか。

○田中委員 はい。ありがとうございます。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

では、加山委員。

○加山委員 すみません、コンクリート舗装と書いてあるんですけれども、これはどのくらい、全部、全てコンクリート舗装するものなんですか。

○参考人H そうですね、敷地の境界から50センチ離れたところをこのような、よろしいですか、これ裏の水路との兼ね合いなんですけれども、これだと約600センチ離れたところに、周りに足場板を置きます。一旦掘り下げなきゃいけないもんですから、足場板で周りを囲みまして、その中に碎石を引く。その面にコンクリート舗装をしていくという、こういうような構造を考えています。

○加山委員 和光市の場合で、よく開発だと500平米とかありますよね、まちづくり条例で。

それは大丈夫なんですか。

○参考人H 建築課さんのほうに相談したんですが、屋根があるものをつくらない限りは開発

行為に抵触しないということで。そのほかに何か工作物というか、そういうものがないということであれば建築関係のほうには抵触しないということで指導を受けています。

○柴崎議長 ほかによろしいですか。

畑中委員。

○畑中委員 この場所なんですけれども、少し畑奥に入っている場所だとは思いますが、防犯上どうしても、近隣の資材置き場とか見させていただくと、照明を多分つけられるとは思いますが、どの程度の照明で、それは周りの農家さんにどの程度の影響があるかというのは一応、防犯上最低限つけるのはわかるんですけれども、どの程度つけるのかちょっと説明いただけますか。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人H 照明はつける予定はありません。敷地の中ということですよね。

○柴崎議長 畑中委員。

○畑中委員 はい。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人H 作業する時間帯がやはり、この時期だとやっぱりちょっと暗くなっていくということなんですけれども、明るい時間帯ということで、中に照明をつける予定はございません。中身がどうなっているのかというのを外から確認できるように、ゲートの付近に関しましては、当然ゲートで完全封鎖してしまいますので、使用していないときに関しましては、中身が見える、どのようなことに使われているかがわからないということに配慮しまして、パネルゲート用枠に関しましては穴があいているパンチングタイプの安全鋼板を使用して、資材置き場に使用しているということを外からでも確認できるような形を考えています。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

よろしいですか。

すみません、じゃ、私から1点。

これ全体をコンクリートで覆いますと、水が全部道路に出ますよね。今でも何か道路に水がたまると言っているんですけれども、そういう問題というのはどうなのかなと思ったんですけれども。

○参考人H 現実問題、水路とはいえ、やはり先ほど指摘あったように、今の時点ではやはり形態がないところにあるんです。

○柴崎議長 大分たまってしまわないですか。

○参考人H たまっちゃうという感じですよ。

ですから、整備が先なのか、それとも、この工事が先なのかというところになってしま  
うんだと思うんですけども。

○柴崎議長 それは建築課からは何も言ってこないんですか。

○参考人H 今のところ回答が得られていない状況なんです。

ですので、ある程度形態があるところまで、先ほどご指摘があったようなヒューム管ない  
しは塩ビ管のようなもので改良していくのか、その辺は施工時までの間に建設課さんのほう  
と相談しまして、やはり、今まで土としてそこに浸透していたものが、コンクリートとなっ  
てどこかには排出されなきゃいけないというふうになるわけですから、その辺は十分配慮し  
た上で施工するように留意していきたいと思っております。

○柴崎議長 では、それをお願いします。

○参考人H はい。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○柴崎議長 それでは、質問がありませんので、Hさん、本日はどうもありがとうございました。

(参考人退室)

○柴崎議長 それでは、どなたか質問、ご意見等あったらお願いします。

よろしいでしょうか。

では、ちょっといいですか。

舗装するという話はあるんですか。

○事務局(青木) 道路安全課で確認したんですけども、今年度中に前面道路を舗装する予  
定になっているんですけども、それをどの位置まで舗装するかというのはまだ決まってい  
ないということでした。

○柴崎議長 どこと言ったのですか、奥行きみたいなところですか。幅ですか。

○事務局(青木) 幅も奥行きもなんですが、水路敷も含めて舗装するのかどうかということ  
と、あと、清掃センターのほうから舗装してどこまで舗装するかとか、その位置関係がまだ  
はっきり決まっていないということでした。

○田中委員 随分前、ずっと前から言っていましたね。

○事務局（青木） これ確認したのは、昨日、一昨日ぐらいなんですけれども。

○田中委員 計画自体はもう前からあったんですね。例えば、1本縦に新河岸川、清掃センターに向かってあるじゃないですか。それを1本置きに舗装するとかと言うんだけど、予算の関係上、水路の側からじゃなくて清掃センター側から押してくるかという検討もあるんだらうけれども、なかなか思うようにいかないという。舗装すると、結構ダンプなんかがいっぱい入ってきたり、いい道路になっちゃうとあれなんだけれども。

○柴崎議長 だから、その辺のところをちょっと調整、把握してもらって、さっき言ったみたいに、水がたまるわけです。そのへんのところを調整してもらわないとちょっとまずいと思うので、その辺お願いします。

○事務局（青木） 分かりました。

○柴崎議長 ほかに意見等ございませんか。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 では、採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

### 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認について

○柴崎議長 続きまして、吉田委員に入室してもらってよろしいですか。

（吉田委員入室）

○柴崎議長 では、次に移ります。

議案第3号 相続税納税猶予に関する適格者証明申請承認についてを上程します。

事務局より説明をお願いします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局（青木） それでは、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認についてご説明をさせていただきます。

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。租税特別措

置法第70条の6第1項に規定されている要件としまして、1点目として、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2点目として、相続人が被相続人から相続により取得したのについて相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることになっております。

被相続人のIさんは大正8年1月17日に出生し、平成26年4月14日に95歳でお亡くなりになられております。生前の年間従事日数については、8.1調査で、平成23年度、平成24年度いずれも100日、平成25年度は50日となっております。

相続人のJさんはIさんのご長男でして、現在64歳で、年間農業従事日数は平成23年、24年、25年いずれも200日となっております。

今回申請された農地は2筆で市街化区域内にあり、生産緑地の指定を受けております。現地の状況ですが、10月31日に地元の委員である萩原委員と現地を確認してまいりました。この後写真をお回しいたしますので、ご確認いただければと思います。

補足説明は以上になります。

(写真回覧)

○柴崎議長 ありがとうございます。

現地の調査に行ってきました萩原委員に調査の結果を報告お願いいたします。

○萩原委員 作物もちゃんとできているようだし、本人もまだ頑張っているようですので、何の問題もないと思います。

○柴崎議長 ありがとうございます。

何かご質問等あったらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

では、採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

## ◎協議事項

### ①12月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 続きまして、協議事項に移りたいと思います。

1番、12月の農業委員会総会の日程について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（高橋） それでは、協議事項1、12月の農業委員会総会の日程についてですが、12月24日水曜日、25日木曜日を提案させていただきます。24日の場合は、開始時刻が午後2時から、会場は503会議室となります。25日の場合は、開始時刻が午前9時半から、もしくは午後2時からで、会場は第2委員会室となります。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

24日か25日なんですが。

今年は仕事納めが26日だそうなので、1日ちょっと余裕を持ちたいということになって。

○齋藤委員 ああそうか。

○柴崎議長 どうでしょうか。それ以前になりますと、ちょっとスケジュール的に議会とか入っていますのでちょっと難しいので、24日か25日で決めていただきたいのですが。

（発言する者多数）

では、25日がいいですか。よろしいですか、では、25日で。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 25日の午後から。

○加山委員 午前中に開催するのですか。

○柴崎議長 午前と午後とどちらがいいですか。

○富澤委員 どちらでもいいです。

○柴崎議長 では、25日の午前中ということで、9時半からをお願いします。

場所は第2委員会室でお願いいたします。

---

## ②1月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 続きまして、②で、1月の農業委員会総会の日程についてなんですが、1月は例年、市長、議長、農協組合長、市民環境部の部長をお招きして同日に新年会を開催するものですので、日程調整が必要となりますので、今回決めさせていただきます。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋） 協議事項2の1月の農業委員会総会の日程についてですが、1月29日木曜日、30日金曜日を提案させていただきます。いずれも開始時刻は午前9時半から、もしくは

午後2時からとなっております、会場は第2委員会室となります。

以上です。

○柴崎議長 わかりました。

これも12月の農業委員会と一緒に、1月の総会終わってから新年会ということで例年開催していますので、その辺で調整していただきたいんですが。

○田中委員 できれば29日で。

○柴崎議長 29日でよろしいですか。よろしいですか、では、29日で。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 それも、では午前中でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 よろしいですか。では、29日の午前中ということで9時半からお願いします。

では、1月29日の9時半からということでお願いいたします。

---

### ③その他

○柴崎議長 続きまして、協議事項、その他にいきます。

○事務局(高橋) その他はございません。

---

### ◎諸報告

#### ①会長専決

○柴崎議長 続きまして、諸報告に移ります。

会長専決を。

○事務局(高橋) 続きまして、諸報告1の会長専決についてですが、今月の会長専決は4条の届出が3件、5条の届出が3件、農地埋め立ての届出が1件となっております。今、写真をお返ししておりますので、ご確認をお願いいたします。

(写真回覧)

○柴崎議長 ただいま説明がありました。

会長専決についてご質問、ご意見等あったらお願いいたします。

吉田委員。

○吉田委員 4号の案件なんですけれども、譲渡人の面積が一部違うんですけれども。

○柴崎議長 4番。



- 吉田委員 どうして面積が違うのか。
- 柴崎議長 面積の説明を、事務局お願いします。
- 事務局（渡辺） 上の段が従前の換地前に対する面積としておりまして、なおかつ仮換地後の面積が下段となっております。
- 柴崎議長 一部だから、2,614全部じゃないということ。
- 事務局（渡辺） 各従前の筆を、登記簿上の面積なんですけれども、それが3,300ということなんです、それを仮換地整備した後は、そちらの面積は2,614ということに集約されております。
- 田中委員 要は、2,614というのはまだ仮換地じゃないけれども、図面上、最初の登記簿から区画整理をして減りますよね。その平米数が2,614という解釈だよ、実際。だから、書き方が2,614の一部という書き方しかできない、区画整理中なので。まだうたえないんだね、最終確定はしていないからという解釈だと思うんです。
- 柴崎議長 よろしいですか。
- ほかにいいですか。質問はございませんか。
- では、会長専決については以上といたします。
- 

## ②その他

- 柴崎議長 次、その他、事務局お願いいたします。
- 事務局（高橋） 諸報告のその他についてですが、1つ目としまして、じゃがべえの収支報告をさせていただきます。
- じゃがべえの製造、販売に携われた皆さん、大変お疲れさまでした。じゃがべえの収支報告につきましても、お手元に資料を配付させていただいておりますので、そちらをご覧いただければと思いますが、簡単に説明をさせていただきます。
- 今回、売上金額が8万6,750円、諸経費として出店申込費、材料費、謝礼費等を合わせまして8万872円、売上金額から経費を差し引いた収益としては5,878円となっております。
- 以上です。
- 柴崎議長 ありがとうございます。
- この中で、フライヤー、ジャガイモ、当日に協力していただいた方には謝礼を配っております。あと、委員さんの中で、申しわけないんですけれども、ジャガイモを提供してくださった方に対しては謝礼なしということで、申しわけないけれどもお願いします。

じゃがべえに関しまして質問等あったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 来年はやるかどうかちょっとわからないのですが、多分やるようになると思います。ジャガイモがあったら保管しておいてください。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

次、お願いします。

○事務局（高橋） 諸報告2のその他の2つ目としまして、和光市民まつり農産物共進会各賞受賞者の報告をさせていただきます。

農産物共進会につきましても、お忙しい中、搬入作業等にご協力いただきましてありがとうございました。

今回の農産物共進会において特別賞、優秀賞、入賞の各賞を受賞された方のリストをお手元に配付させていただきました。受賞された方が大勢いらっしゃいますので、恐れ入りますが、受賞者につきましてはその書面でご確認いただき、こちらはリストの配付をもって報告にかえさせていただきます。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

受賞者の方は以上でございます。来年も今年以上に出荷野菜が増えるようにご協力のほどお願いいたします。

これに関しまして何か質問等あったらお願いいたします。

○田中委員 総数何点出たんですか。

○事務局（渡辺） 534点になります。

○富澤委員 審査基準は公表しないでしょうか。

○事務局（渡辺） 今回、12月の農家だよりで審査報告という形で掲載する予定ですが、その内容についてはさいたま農林振興センターの担当部長である峯岸部長が共進会の表彰式の際に講評いただいたものを掲載する予定になっておりました。講評につきましては審査委員長の評価文を載せる形になっております。

○柴崎議長 共進会の受賞者の報告は以上でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 ありがとうございます。

事務局、以上ですか。

○事務局（高橋） 以上になります。

○柴崎議長 事務局からは以上なのですが、ほかに委員の皆さんから何か意見等あったらお願いします。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

---

### ◎閉会

○柴崎議長 それでは、閉めさせていただきます。

長時間の慎重審議をありがとうございました。

おかげさまをもちまして、全部スムーズに審議することができました。ご協力ありがとうございました。

次会は今年最後の総会で、また、終わってから忘年会も予定しておりますのでよろしくお願いいいたします。皆様ありがとうございました。

閉会 午前10時30分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成27年5月21日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 富澤 貢一

署名委員 石田 秀樹